

● 通所型サービス 「従前相当対象者(A6)」の判断基準について (平成31年4月～)

	認知症があり社会参加が難しいケース	精神疾患があり社会参加が難しいケース
更新者	下記のいずれかで判断し、コピーしてケアプランに添付する。 ・以前の主治医意見書利用。 ・お薬手帳で認知症治療薬が確認できるなら、それを診断書かわりとみなす。(申請日の3カ月以内のもの)	下記のいずれかで判断し、コピーしてケアプランに添付する。 ・以前の主治医意見書利用。 ・精神保健福祉手帳 ・お薬手帳で精神疾患治療薬が確認できるなら、それを診断書かわりとみなす。(申請日の3カ月以内のもの)
新規者	下記のいずれかで判断し、コピーしてケアプランに添付する。 ・診断書(自己負担) ・お薬手帳で認知症治療薬が確認できるなら、それを診断書かわりとみなす。(申請日の3カ月以内のもの)	下記のいずれかで判断し、コピーしてケアプランに添付する。 ・診断書(自己負担) ・精神保健福祉手帳 ・お薬手帳で精神疾患治療薬が確認できるなら、それを診断書かわりとみなす。(申請日の3カ月以内のもの)

*更新・新規申請時点から状態が変化した時の判断時の添付資料となりうるもの

主治医から得た情報及び担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、指定居宅介護支援事業所及び指定予防介護支援事業所が「現行対象者」と判断した理由等を記載した書類(※Drからサービス担当者会議への照会内容の記録など)

● 事業対象者が通所サービスを利用する場合の週2回の判断基準について(A5、A6、A7)

必ずチェックリストを実施し、以下の①～③のいずれかに該当する者のみ週2回利用とする。

- ①チェックリスト結果が「全般」10点以上かつ「運動(質問No8にも該当必須)」に該当する者。
- ②チェックリスト結果が「全般」10点以上かつ「うつ」に該当する者。
- ③チェックリスト結果が「全般」10点以上かつ「認知症」に該当する者。

※対象者の状態の変化時やプラン評価時に必要に応じてチェックリストを実施し、週2回利用が必要かどうか判断していく。

※要支援認定を受けている場合は、要支援1では週1回の利用となる。週2回の利用が必要となる場合は、要支援2の認定が必要となる。